

静岡県立大学における学部と大学院の間の単位履修に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 63 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学の学部と大学院との間において、相互の科目を履修することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修の手続き)

第 2 条 学部生が大学院の科目を履修しようとするとき、又は大学院生が学部の科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を得た上、所属する学部、研究科又は学府の長の許可を受けなければならない。

(履修の承認)

第 3 条 前項に規定する場合における科目の履修については、該当する科目の研究科の研究科委員会、学府の学府委員会又は学部の教授会の承認を得なければならない。

(単位の認定)

第 4 条 履修科目について、単位取得の認定を得ようとする者は、試験を受け、合格しなければならない。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、各学部教授会、各研究科委員会及び学府委員会の議によるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。